

福岡市公報

令和 8 年 2 月 26 日 第7214号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—	ページ
規 則	
○福岡市中央卸売市場自動車入場規則の一部改正 (第 5 号)	1
○福岡市火災予防規則の一部改正 (第 6 号)	4
訓 令	
○福岡市消防局長専決規程の一部改正 (第 1 号)	6
告 示	
○歳入の収納の事務の委託 (第40号)	6
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第41号)	7
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第42号)	7
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第43号)	8
公 告	
○一般競争入札の実施 (第43号)	8
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第44号)	9
○開発行為に関する工事の完了 (第45号)	9
○開発行為に関する工事の完了 (第46号)	10
○開発行為に関する工事の完了 (第47号)	10
○公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 (第48号)	10
○福岡市立中央児童会館の利用料金 (第49号)	11

規 則

福岡市中央卸売市場自動車入場規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 2 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第5号

福岡市中央卸売市場自動車入場規則の一部を改正する規則

福岡市中央卸売市場自動車入場規則（平成28年福岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号。以下「条例」という。）の例による。

第3条を次のように改める。

（入場証の交付）

第3条 市場に次に掲げる自動車（以下「市場関係自動車」という。）を入場させようとする者は、市場ごとに申請書を提出し、入場証（様式）の交付を受けなければならない。

- (1) 取引参加者が使用する自動車
- (2) 取引参加者に対して貨物を搬入する自動車
- (3) 買出人が使用する自動車
- (4) 関連事業者が使用する自動車
- (5) 取引参加者及び関連事業者の従業員が使用する自動車
- (6) その他市長が特に認める自動車

- 2 市場内においては、入場証を自動車の所定の箇所に掲示しておかななければならない。

第5条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第7条第1項第1号中「職業」を「業種」に改める。

第8条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第2章の章名及び第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（臨時入場）

第11条 第3条第1項の規定にかかわらず、臨時に青果市場に自動車を入場させようとする者は、その都度臨時入場証の交付を受けなければならない。

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、臨時に鮮魚市場に自動車を入場させようとする者は、その都度届け出て、職員の指示に従わなければならない。

第13条を次のように改める。

（青果市場の入場区域の制限等）

第13条 第11条第1項の臨時入場証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエリアに限り、当該自動車を入場させることができる。

- (1) 市場関係自動車 市場エリア
- (2) 市場関係自動車以外の自動車（以下「一般来場自動車」という。） 一般開放エリア

- 2 前項の規定に違反した者は、速やかに自動車を退場させなければならない。

第14条の見出し中「入場時間」を「青果市場の入場時間」に改め、同条中「福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号。以下「条例」という。）第71条第1項の使用指定又は同条第2項」を「条例第58条第1項から第3項まで」に、「使用許可」を「許可」に改める。

第15条の見出し中「駐車場使用料」を「青果市場の駐車場使用料」に改め、同条中「昭和46年福岡市規則第94号」を「令和2年福岡市規則第69号」に改める。

第16条の見出し中「駐車場使用料」を「青果市場の駐車場使用料」に改め、同条中「第79条第4号」を「第70条第4号」に改め、同条第1号中「12時間」を「8時間」に、「別表第5」を「別表第6」に、「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2号中「12時間」を「8時間」に改め、同条第3号中「別表第5」を「別表第6」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

第17条、第3章の章名、第18条、第19条及び第4章の章名を削り、第20条を第17条とし、第21条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（申請書等の様式）

第19条 この規則の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、市長が別に定める。

第22条を第20条とする。

別記様式第1号を削る。

別記様式第2号青果市場を次のように改める。

青果市場



車両入場証

No.			

1. 必ず指定された駐車区画に駐車してください。
2. 番号面を表にし、見やすいところ（ダッシュボードの上等）に置いてください。
3. 入場証を掲示せず駐車している車両は不法駐車とみなし、処分する可能性があります。

【有効期限】 年 月 日まで

福岡市青果市場

別記様式第2号を別記様式とする。

別記様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

福岡市火災予防規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第6号

福岡市火災予防規則の一部を改正する規則

福岡市火災予防規則（昭和50年福岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「警報」の次に「（以下「火災警報」という。）」を加え、「おおむね」を削り、「いずれか」を「いずれにも」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 最小湿度が40パーセント以下で実効湿度が60パーセント以下であるとき。
- (2) 平均風速毎秒12メートル以上の風が吹く見込みのとき。

第3条に次の1項を加える。

2 火災警報のうち林野火災（山林、原野等における火災をいう。）の予防を目的としたもの（以下「林野火災警報」という。）については、次の各号のいずれにも該当する気象状況において必要と認めるとき発するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するとき。

ア 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

イ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、前項第1号に該当するとき。

(2) 前項第2号に該当するとき。

第3条の次に次の3条を加える。

（林野火災に関する注意報の発令基準）

第3条の2 条例第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、前条第2項第1号に該当する気象状況において必要と認めるとき発するものとする。

（発令対象期間）

第3条の3 林野火災警報及び林野火災注意報は、1月から5月までの間に発令するものとする。

（市長が指定する区域）

第3条の4 条例第29条第5号及び第29条の8第3項の規定により市長が指定する区域は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により福岡県知事がたてる福岡森林計画区における地域森林計画及び同法第7条の2第1項の規定により九州森林管理局長がたてる福岡森林計画区における森林計画の対象とする森林の区域（本市の区域内の区域に限る。）とする。

2 条例第29条の9の規定により市長が指定する区域は、前項に規定する区域を基本とし、林野火災の発生の危険性を勘案して市長が必要と認める区域とする。

第12条第1項第1号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備・一般サウナ設備」に改める。

別記様式第7号中 「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機」を

「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第12条第1項第1号及び別記様式第7号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市火災予防規則別記様式第7号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

訓 令

福岡市訓令第1号

福岡市消防局長専決規程（昭和33年福岡市達甲第13号）の一部を次のように改正し、令和8年3月1日から施行する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第2条第2号を次のように改める。

(2) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく火災警報及び福岡市火災予防条例（昭和37年条例第28号）第3章の3の規定に基づく林野火災の予防の事務に関する事。

第2条第4号中「消防法（昭和23年法律第186号）」を「法」に改める。

告 示

福岡市告示第40号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
能古航路及び小呂島航路に係る福岡市営渡船の運賃並びに駐車場及び浮さん橋の使用料の収納事務	福岡市早良区西新四丁目9番3号 株式会社 エスケイコーポレーション	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

福岡市告示第41号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和8年2月27日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区三苫一丁目、香椎照葉七丁目及びみなと香椎四丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第42号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和8年2月27日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市早良区内野三丁目及び内野六丁目の各一部
福岡市西区戸切二丁目及び大字金武の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

福岡市西区小戸二丁目5番1号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第43号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和8年2月27日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今宿東三丁目、今宿町及び今津の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区学園通三丁目2149番地
福岡市新西部水処理センター

公 告

福岡市公告第43号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気B	福岡100プラザ南内部改造電気工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和8年3月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第44号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
無線接続に伴う消防指令管制情報システム改修業務委託	福岡市中央区舞鶴三丁目9番7号 消防局情報指令部情報管理課	令和7年12月18日	東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社	616,000,000円	特例政令第11条第1項第1号該当

福岡市公告第45号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市城南区南片江二丁目830番7、833番7、833番12、835番1、835番3、836番、838番10、841番8及び841番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区片江三丁目36番35号

小西 庸夫

福岡市公告第46号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第2工区
- 2 第2工区に含まれる地域の名称
福岡市早良区田村二丁目784番、785番1の一部及び786番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社 コスモス薬品

福岡市公告第47号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区橋本二丁目1491番及び1492番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区田村一丁目6番41-208号
宮地 作造
宮地 衣里

福岡市公告第48号

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第6項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請者氏名

福岡県建築都市部県営住宅課長

2 対象区域の位置

福岡市西区壱岐団地 8 番 3 から 8 番 6 まで、8 番 10、60 番 5、60 番 20、60 番 33、144 番 2 から 144 番 5 まで、144 番 7、144 番 12、144 番 13、144 番 16、144 番 18 から 144 番 20 まで、144 番 24 から 144 番 29 まで、156 番 2、156 番 3、156 番 5、156 番 7、156 番 9、156 番 10、167 番 3、173 番 3、173 番 6、173 番 8、173 番 10 から 173 番 12 まで、173 番 17、173 番 27、1024 番 3、1059 番、1060 番 4、1060 番 5、1060 番 7、1060 番 14、1060 番 17、1415 番 9、1421 番 3 から 1421 番 6 まで、1422 番 2、1423 番 2、1423 番 5、1427 番 2、1428 番 2、1429 番 2、1431 番 3、1434 番 3、1434 番 4、1436 番 4、1436 番 5、1438 番 2、1438 番 3、1440 番 2、1440 番 3、1441 番 2、1441 番 3、1446 番 2、1446 番 3、1446 番 9、1447 番 2、1447 番 3、1448 番 2 から 1448 番 4 まで、1448 番 9 及び 1457 番 2

3 認定番号

第 27 号

4 認定年月日

令和 8 年 1 月 26 日

福岡市公告第 49 号

福岡市立児童館条例第 6 条の 2 第 2 項前段の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日以後の福岡市立中央児童会館の利用料金の額を承認したので、同条第 3 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 2 月 26 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 施設

区 分	乳児又は幼児 1 人につき 1 時間当たり	
一時預かり室	3 歳未満	円 600
	3 歳以上	500

備考 市内居住者にあつては、生活保護世帯又は前年度分市町村民税非課税世帯の保護者が利用する場合の額は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

2 附属設備

附 属 設 備	単 位	金 額	備 考
アップライトピアノ	時間	円 120	調律費は含まず。

電子ピアノ	時間	40	
アンプ	時間	40	
ドラムセット	時間	40	
CDプレイヤー	時間	40	
電気炉 (陶芸用)	回	2,000	